

審査ニュース 250号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける同一有効成分・同一剤形の薬剤調製料の算定、添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定、有効期限切れの処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと疑われる調剤についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】同一有効成分・同一剤形の薬剤調製料の算定について

【事例2】添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

【事例3】有効期限切れの処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと疑われる調剤について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (査定事例) 同一有効成分・同一剤形の薬剤調製料の算定について

〈処方〉

ジクトルテープ75mg 21枚
1回1枚又は2枚貼付
ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「NP」 28枚
肘・膝に貼付 14日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	7・1	7・1	ジクトルテープ75mg 【外用】1回1枚又は2枚貼付	21枚	327	1	10 4	327	
2	1	7・1	7・1	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「NP」 【外用】肘・膝に貼付 14日分	28枚	48	1	10 0	48	
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、有効成分が同じジクロフェナクナトリウムであり同一剤形と思われませんが、外用薬の薬剤調製料の併算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単位薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	7・1	7・1	ジクトルテープ75mg 【外用】1回1枚又は2枚貼付	21枚	327	1	10 4	327	
2	1	7・1	7・1	ジクロフェナクナトリウムテープ30mg「NP」 【外用】肘・膝に貼付 14日分	28枚	48	1	10 0 0	48	
摘要										

この事例は、ジクロフェナクナトリウムを有効成分とする同一剤形の製剤について、薬剤調製料を併算定したケースです。外用薬の薬剤調製料は、投与日数にかかわらず1調剤につき算定し、同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず、1調剤として取り扱われるとされています。また、湿布薬については、1処方につき63枚が上限枚数となっています。
ジクトルテープは、当該取り扱いに該当する既存の製剤とは異なり、製剤上の工夫により全身作用を有する経皮吸収型製剤であり、薬効分類上は、解熱鎮痛消炎剤となっています。しかし、当該取り扱いに該当する医薬品と同様の「効能又は効果」も有する貼付剤であり、「腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群及び腱鞘炎における鎮痛・消炎」の目的で使用される場合は、枚数制限の対象となります。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋および診療報酬明細書に記載することで算定が可能となっています。このケースでは、No.1とNo.2は同一有効成分・同一剤形のため1調剤として取り扱う必要があり、No.2の薬剤調製料は査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p41、疑義解釈資料の送付について (その47) 参照>

事例2 (査定事例) 添付文書と異なる用量指示に対する疑義照会後の重複投薬・相互作用等防止加算の算定について

〈処方〉

ツムラ半夏厚朴湯エキス顆粒 (医療用) 5g
1日3回 毎食前 7日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	3・1	3・1	ツムラ半夏厚朴湯エキス顆粒 (医療用) 5g 【内服】1日2回 朝夕食前 7日分	5	7	24 4	35	
摘要	(重複投薬・相互作用等防止加算)：その他薬学的観点から必要と認める事項；用量不適のため医師に疑義照会し 3×毎食前→2×朝夕食前に変更								

薬学管理料
防A
40



〈審査結果〉 査定

No	医師	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数		
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	3・1	3・1	ツムラ半夏厚朴湯エキス顆粒 (医療用) 5g 【内服】1日2回 朝夕食前 7日分	5	7	24 4	35	
摘要	(重複投薬・相互作用等防止加算)：その他薬学的観点から必要と認める事項；用量不適のため医師に疑義照会し 3×毎食前→2×朝夕食前に変更								

薬学管理料
防A
40 0

調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算は、「薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数（イ 残薬調整に係るもの以外の場合：40点、ロ 残薬調整に係るものの場合：30点）をそれぞれ所定点数に加算する。」となっています。また、ツムラ半夏厚朴湯の用法および用量は、「通常、成人1日7.5gを2～3回に分割し、食前又は食間に経口投与する。なお、年齢、体重、症状により適宜増減する。」となっています。

このケースは、処方量と添付文書の用法および用量に相違があり、単に疑義照会したものと解釈されます。薬剤師法第24条には、業務（処方せん中の疑義）として『処方せん中に疑わしい点（疑義）があるときは、その処方せんを交付した医師等に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた（照会）後でなければ、これによって調剤してはならない。』と謳われています。疑義照会は薬剤師の義務であり、薬学管理料としての調剤管理料・服薬管理指導料に含まれると考えられるため、重複投薬・相互作用等防止加算は査定処理となりました。

<令和4年4月版 調剤報酬点数表の解釈 p49参照>

審査ニュース

事例3 (査定事例) 有効期限切れの処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと疑われる調剤について

〈処方〉

ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 2錠
【内服】 1日1回 就寝前 30日分

〈再審査対象レセプト〉

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・1	10・15	ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 【内服】 1日1回 就寝前 30日分	2錠	2	30	24 60	60	
摘要	10月15日 処方医に疑義照会し10月15日まで期限延長確認済み									

?

↓

審査委員会での【請求に対する疑義?】
Q、期限切れの処方箋に対して疑義照会し、
期限を延長したと疑われるレセプトです
が、いかがでしょうか?

〈審査結果〉 査定

No	医師	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
				医薬品・規格・用量・剤形・用途	単剤薬剤料		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10・1	10・15	ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 【内服】 1日1回 就寝前 30日分	2錠	2	30	24 60	60	
摘要	10月15日 処方医に疑義照会し10月15日まで期限延長確認済み									

保険医療機関で交付される処方箋の使用期間は、保険医療機関および保険医療養担当規則第20条において「交付の日を含めて4日以内」と規定されています。その期間には休日や祝日も含まれるため、患者は処方箋の使用期間が過ぎないように留意する必要があります。ただし、長期の旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が必要性を認め、処方箋に別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。診療報酬請求書等の記載要領において、上記特殊事情により使用期限が変更された処方箋を受け付けた際は、期限に関するコメントを記載する必要はありません。処方箋の使用期間欄に記載がなく、4日を過ぎた処方箋に対して、保険医療機関へ疑義照会を行い、「処方箋の使用期間」を延長し調剤することは、保険請求上認められていません。令和5年10月診療分のレセプト請求より、使用期間を過ぎた処方箋に対して疑義照会し、期限を延長したと受け取れるコメントのあるものは、査定の対象となっています。

※患者にも処方箋の使用期間は4日以内であること、また、使用期間を延長できる場合があることについて、ご周知ください。